

平成 29 年 第 2 回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

平成 29 年 5 月 12 日 開会

平成 29 年 5 月 12 日 閉会

南 種 子 町 議 会

平成29年第2回南種子町議会臨時会目次

第1号（5月12日）（金曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 議案第25号 平成29年度南種子町一般会計補正予算 (第1号)	4
総務課長説明	4
質疑	4
5番 広浜喜一郎君	4
7番 立石靖夫君	5
8番 日高澄夫君	6
6番 上園和信君	8
9番 西園 茂君	9
討論	11
採決	11
1. 閉 会	11

平成 29 年 第 2 回 南種子町議会臨時会

第 1 日

平成 29 年 5 月 12 日

平成 29 年第 2 回南種子町議会臨時会会議録

平成 29 年 5 月 12 日（金曜日） 午前 10 時開議

1. 議事日程（第 1 号）

- 開会の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 25 号 平成 29 年度 南種子町一般会計補正予算（第 1 号）
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10 名）

1 番	河 野 浩 二 君	2 番	柳 田 博 君
3 番	大 崎 照 男 君	4 番	塩 釜 俊 朗 君
5 番	広 浜 喜 一 郎 君	6 番	上 園 和 信 君
7 番	立 石 靖 夫 君	8 番	日 高 澄 夫 君
9 番	西 園 茂 君	10 番	小 園 實 重 君

4. 欠席議員（0 名）

5. 出席事務局職員

局 長 濱 田 広 文 君 書 記 長 田 智 寛 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	名越 修 君	副町長	長田 繁 君
教育長	遠藤 修 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	高田 真盛 君
会計管理者 兼会計課長	小川 ひとみ さん	企画課長	河口 恵一朗 君
保健福祉課長	小西 嘉秋 君	税務課長	小脇 秀則 君
総合農政課長	羽生 幸一 君	建設課長	島崎 憲一郎 君
社会教育課長	高田 健一郎 君	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小脇 隆則 君
農業委員会 事務局長	古市 義朗 君	保育園長	園田 一浩 君

△ 開 会 午前 10時00分

開 議

○議長（小園實重君） ただいまから、平成29年第2回南種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小園實重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、河野浩二君、2番、柳田 博君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（小園實重君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第3、町長提出の議案第25号について、提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 提案理由について御説明を申し上げます。

今回の臨時会に提案いたしました案件は、予算案件1件でございます。

議案第25号は、平成29年度南種子町一般会計補正予算（第1号）でございます。損害賠償請求事件に係る弁護士委託料等を補正するもので、441万6,000円を追加し、総額を53億8,741万6,000円とするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（小園實重君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第25号 平成29年度南種子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（小園實重君） 日程第4、議案第25号平成29年度南種子町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 御説明申し上げます。

議案第25号平成29年度南種子町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ441万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ53億8,741万6,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳出から説明いたします。2ページをお開きください。

一般管理費については、平成29年4月26日付けで鹿児島地方裁判所から口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が送達されてきたことに伴い、損害賠償請求事件に係る弁護士委託料399万6,000円を追加するものであります。

次に、ふるさと創生事業費については、今年度から実施している「地域おこし企業人 交流プログラム事業」における提案事業の一つに、継続的に観光客を呼び込むための種子島専用の旅行商品の造成（開発）があり、現在その作業を進めているところであります。平成30年度の旅行商品とするためには、今年の8月までに写真素材を提供しなければ間に合わないことから、写真撮影のための委託料23万8,000円を追加するものであります。

次に、税務総務費については、一般管理費でも説明いたしましたが、今回の損害賠償請求事件に係る弁護士との打合せに要する職員の普通旅費18万2,000円を増額するものであります。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税441万6,000円を増額するものであります。

以上、説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） この一般管理費の弁護士委託料399万6,000円となっておりますが、この算出根拠を教えてください。

- 議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。
- 総務課長（高田真盛君） 今回の委託料につきましては、訴訟を起こされましたので、弁護士のほうにまず依頼をしないといけないということで、町村会の顧問弁護士に依頼をしたいとの相談をいたしまして、弁護士事務所のほうから見積書をいただき、その見積書に基づきまして、今回補正のお願いをしているところであります。
- 議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。
- 5番（広浜喜一郎君） 前に、全協で説明があつてんですけども、もう一度相手が求めている請求額といたしますか、賠償額といたしますか、その金額をよかったら教えていただきたいと思ひます。
- 議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。
- 税務課長（小脇秀則君） お答えいたします。今回賠償請求されている部分につきましては、1億66万6,200円でございます。
- 議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。7番、立石靖夫君。
- 7番（立石靖夫君） 第1号の補正予算については、町長も提案理由の説明をし、また、総務課長が説明をしたわけですが、裁判の内容ですね、私は何で裁判されたのか、全協ではあまり説明がなく、「細部にわたっては勘弁いただきたい」というようなことがありましたが、私は、この1億66万6,200円の算出基礎というのは、宇宙航空研究開発機構がいわさきホテルを買収するときの不動産鑑定士のその時期からなのか、それとも町の課税に対してミスがあつたのかどうか、その辺を含めて説明をいただきたいんですが。総務課長どうですか。
- 議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。
- 税務課長（小脇秀則君） お答えいたします。今回賠償請求額は1億66万6,200円なんですけど、町が行っている固定資産の評価につきましては、国が示す評価基準に基づいて算出してきておりますが、全協でもご説明申し上げましたが、その額とJAXAがいわさきホテルを購入する際に行った不動産鑑定の額との差額に対するそれぞれの固定資産税額の金額が賠償請求金額となっているところでございます。
- 議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。
- 7番（立石靖夫君） そういふことであるわけですが、いわさきホテルも改修をしましたが、今後、課税の見直しができるのかどうか、税務課長、答弁をお願いします。
- 議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。
- 税務課長（小脇秀則君） 今後のことについては、また今後となりますが、今回の

裁判に係る部分については以前の件ですので、これはこれとして弁護士と進めていきたいと思えます。今言われる今後の分については、再評価がなされるものというふうに思っております。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） こういう口頭での説明は、私は不十分だと思うんですよ。採決権は議会にあるわけですから、弁護士費用、訴状内容がどうだったのか、私たちは知る権利があると思うんです。町長、訴状内容を議会に提出できないかどうか答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 裁判を岩崎産業から起こされておりますが、全国の自治体1,718自治体あります。これは、市が790市、町が745町、村が183村ですね、1,718の自治体に関わる問題でありまして、この内容については具体的には来てないわけですから、大まかな点として来ておりますので、今後、私どもは、県とも国とも十分協議しながら裁判に臨まなければならないということで、第1回の公判に呼出しを受けておりますので、その辺について、弁護士と協議を進めようとしておりますので、内容について、今それを明らかにすることはできないということは、どういう内容でした方がいいのかという協議をこれから始めるということでございますので、その辺でご理解いただきたいと思います。内容や経過状況については報告できるかと思えますが、具体的な点を申し上げますと、それが、聞き方によって一人歩きをしまいたしますので、これが相手方との関連に繋がっていけば、いろいろややこしいことも出てくるんじゃないかという、これは私としての判断でございますので、「十分弁護士と相談をしてやれ」ということを、今指示しているところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。8番、日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 請求理由は、およそそういうことだろうと思うんですが、訴状は、新聞などでは原告の方が報道機関に言うのか、それとも被告の方が言うのかはいろいろあろうとは思いますが、訴状そのものは公開しても問題ないんじゃないかと思うんですが、再度、税務課長あるいは総務課長でも結構ですが、これからどういうふうに取り組んでいくかという問題ではなくて、訴状そのものをこの議会に提起するということは、別に問題ないと思うんですが、情報公開との関係でも、条例との関係でも何か問題があるんですか。問題はないと思えますので、情報開示をすべきだと思うんですが。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 先ほど町長が申したとおり、今後の事もありますので、そういうことで御了解をいただければと思えます。

○議長（小園實重君） 8番、日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） そういうことではないのよ。純粹に訴状を情報公開できないかということですよ。報道機関にはこういう損害賠償請求がありましたというふうに新聞記者は載せるわけですから、それは訴状に基づいて記者がそれなりに書くわけで、編集はもちろんされるでしょうけども。訴状そのものを公開できないというのは、何も問題ないと思いますし、弁護士と相談をして、鹿児島県とも相談をして、私たち、今2人の議員が質問をしましたが、中身については継続中といえは継続中ですからそれは非公開にしても別に問題ないと思うんですよ。公開条例に基づいて、内容は非公開で構わないんですけれども。訴状は原告の方が出したわけですから、それを公開する、しないというのは、何ら問題はないと思いますし、具体的に1億66万6,200円の問題とか、被告は南種子町だとか、これがどういうふうに波及していくかというのは、これはその中での問題ですから別問題としても、請求理由そのものを訴状には書いていると思いますから、それを公開してほしいということですので、町長、いかがですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 訴状の内容が、JAXAとの取引の関係等をいろいろ書いておまして、その辺を弁護士と相談して、またJAXAにも確認をしながらとうことになる、今しばらく時間をいただきたい。いずれにしても、明らかにしないといけないとは思っておりますが、今回の場合は、総務課長あるいは税務課長の言った内容で受けていただいて、基本的には税務課長の言った格差の問題のそこなんです、内容的にJAXAと岩崎産業との関係もその中に書いてありますので、その辺のことを考えたときに、今回の場合は、今しばらく弁護士とも協議をして、議会にも御報告をしたいという考え方を持っているものですから、全協の時もあのような説明をしたわけですが、その辺をおわかりいただければ、こちらといたしましても緊急に弁護士や県とも協議をいたしますので、その後、また、お集まりいただく機会もあると思いますから、御報告させていただくということでご理解いただけないかという案でございます。

○議長（小園實重君） 8番、日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 今、国会でも森友問題で非常に問題になっておりますが、情報公開請求をすれば、多分、JAXAの問題点については黒塗りが出てくると思うんですよ。しかし、町長はこの本会議場でも、全協でもJAXAの鑑定と総務省が示す課税標準のやり方との関係でギャップが出て、岩崎さんが損害賠償請求をやったと、もう公開されていますよ。私が、仮に情報公開請求をやった場合、JAXAという企業名については、多分黒塗りになるはずですよ。そういう形で

出てくるだけですけれども、第三者等との関係で損害賠償請求があったというのは公開をしているわけですから、訴状を公開しないという理由にはならないと思います。ですからJAXAについては、訴状の中で出てくる表現等については黒塗りで構わないと思いますけども、問題は請求理由の本質を我々は理解したいと思っているんですよ。ですから、訴状そのものだけで結構ですので、県とか弁護士と相談をして、かたくなにならないように公開をしても構わないのではないかと思いますから、そこら辺は弁護士と相談をして、訴状そのものの公開ということをお願いをしたいんですが。町長にお伺いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 日高議員から具体的な点で出たんですが、こちらとしまして、一度は弁護士と具体的な話をしていないということで、16日に出頭を命じられておりますから、それまでの間の具体的な点の協議を弁護士と十分させてもらうということにしておりますが、その後、議会の集まる機会にお話しするということで、今しばらくお待ちいただき、予算についてのみ承諾いただけないかというのが私の本心でございますが、何とかご理解いただけないでしょうか。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 総務課長の説明では、口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が提出されたので、それに伴う弁護士費用を計上したという説明であります、訴えの内容がわからないと我々は議決ができないんですよ。町長はかたくなに拒んでいますが、その拒む理由はどこにあるんですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） これについては、申し上げておりますが、やっぱり、全国1,700の自治体の関係でも、こういった点がどこでどういうふうを起こしているか等を含みながら、もうちょっと調べる必要があるんじゃないかということで弁護士と即協議をしてやりたいということの方針として思っておりますので、その辺で一概に全部を出すということができないと。日高議員から出た関連でいうと、必要な部分は黒塗りで提出するというのでどうなのかなあということを考えておりますが、即答ができませんので、ちょっと時間をいただきたいというのが今の私の考えです。ですから、ちょっと休憩してもらって、こちらの方としても内部協議をさせてもらいたいと思うんですが、今弁護士との協議の中ではそういうことになっておりますので。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 全国1,700の市町村に影響があるということですが、これを明らかにした場合、どういう影響が出てくるんですかね。それを公表できないと

というのは町長の考えですか。今の時点で。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それについては、若干、弁護士と相談した結果もありますが、具体的にいうと、この問題で町が敗訴するという事になれば、町内でも十四、五年経った建物については、申請をすれば再評価をしないといけないという点が生じてきますし、これは全自治体に波及するということになりますので、小さな裁判みたいですが、大きな波及効果があるということで、県との協議等が残されておりまして、弁護士に出頭の時に行ってもらおうというその辺の期間との関係で待ってもらえないかのというのが私の本音でございますが、それで納得できないということであれば、休憩にしてもらって、ちょっと時間を頂きたいと思いません。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 税務課長、毎年度固定資産の課税通知を出しますよね、これまでに岩崎さんから課税通知に対して異議申立てが何回か出ていますか。

○議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 課税通知を出して、それに対する不服審査とかいうものについては出されていないところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。9番、西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 町長の答弁で十分理解はできましたけれども、ただ、私たちは町民から聞かれたときに、ある程度の情報を知っておくというのが我々の議員としての条件だと思います。ですから、弁護士と相談したうえで、いろんなところに迷惑をかけるとか、争点の内容により今明かしてはならないという部分については黒塗りで結構だと思います。ただ、事実として、具体的な内容でなくてもいいですから、黒塗りの点があってもいいと思いますので、弁護士と相談の上に、いつになるかわかりませんが、関連の書類については提出して頂くと言うことでいいと思いますが、どうでしょうか。約束できますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 基本的には、議員の心配していることと、私どもの心配していることは一緒でございますから、当然明らかにしないといけないわけですが、まず、弁護士に相談をするということ事自体から始まりますと、お金を払うことから始まりますので、その関係で、もうちょっと突っ込んで、時間を譲るとかあったわけですが、調査して資料を作るということになると、まず予算が最初に伴いますので、私としては、今回通していただいて、速やかに、議員がわかるような内容で、協議の内容も含んで議会に出したいと思うんですが、その時期

は、6月14日が第1回の公判でございますので、5月もまだありますから、その前には明らかにしたいと思いますが、そういうことでご理解いただけないでしょうか。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 了解しました。（「議長、暫時休憩してください」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小園實重君） 7番から休憩動議がありましたが、議長としても、質疑応答で出された内容と執行部の答弁がいまいち理解に限界があるような雰囲気というかQ&Aになっていると理解をします。議長提案として、発議で休憩をして全員協議会を開き、議員が質疑の中で求められた内容についての資料提出が可能かどうかの、再度執行部に対応を求めて休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。いかがでしょうか。（「今問題にしているのは議長、訴状を提出してもいいかどうかを弁護士に相談すればよか訳よ。」「およ、訴状内容を……」と呼ぶ者あり）そのためのことも含めて、執行部に時間を……（「だから、全協のどうのこうのではないよ。ここで待って、五分、十分ぐらい時間をくれればいいじゃないか。弁護士に相談して、黒塗りでもいいから、訴状だけでも。おととい勉強したばかりですよ。96条の議決第一だということを、おととい勉強したばかりじゃないですか。否決すれば、弁護士を雇えないで自分たちが弁護士の仕事をしないといけなくなるということですよ。総務課長が。額の問題じゃなくて、弁護士費用ですが、しかし、我々は96条の議決をするうえでは、訴状の中身を見ないことには、議決をする根拠を持ち得ないということになりますよ。」と呼ぶ者あり）はい。ただいま、ご意見がありましたことは、十分理解をしますので、休憩中に全協を開くということは白紙にして、再度、議員が要求した訴状の写し、他に波及のおそれありという分については、質疑にもありましたように黒塗りでもして、訴状の公開をしていただくよう議長としては強く求めますが、その執行部の対応のために、暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前11時04分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの、休憩に入った理由づけに関して、町長の説明を求めます。執行部の対応についてお願いします。町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 大変な審議の過程の中で、不手際ということよりも、もう少

し内容を詰めて検討をした方が良かったかなという反省も踏まえながら、さらに、ただいま時間をいただきましたので、協議し、鹿児島とも打合せをした結果、開示するという事にいたしましたので、全てをそのまま出したいと思います。中身的に、町に対する不手際とかという点も若干でてくるかもしれませんが、それについては、きちんと対応しておりますので、必要な点については税務課長から答弁させますから、その辺が動き出したらどうかなというのもあったのかもしれませんが、それは別といたしまして、今回、時間をとらせて開示が遅れたことをお詫び申し上げます、これから資料を配布したいと思います。

○議長（小園實重君） ただいまお聞きのとおり、開示をしますということですので、その配布のために暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号平成29年度南種子町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（小園實重君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成29年第2回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時19分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 小園 實 重

南種子町議会議員 河 野 浩 二

南種子町議会議員 柳 田 博